

一般社団法人 言語文化教育研究学会

研究及び教育活動に関わる処分を受けた会員等に対する要請

一般社団法人 言語文化教育研究学会（以下「本会」という）では、本会に関わる学術研究及び諸活動において、信頼性と公平性が確保されるように倫理規程を定めている。この趣旨にのっとり、本会では、所属機関等において研究不正やハラスメント等、研究教育活動に関わる問題で処分（減給相当以上）を受けた会員及び本会の活動に関わる非会員に対し、次に示す役割の辞退を要請することとする。なお、辞退の申し出にあたって、理由を説明する必要は特にない。

- 理事・監事・委員会役員
- 学会から依頼する役割（年次大会講演者、シンポジウム登壇者、諸企画における話題提供者、依頼原稿執筆者など）

辞退を要請する期間は、所属機関等において処分を受けた日より原則として2年とする。

制定 2024年 5月 9日
2023年度 第5回 理事会